



災害救助法が適用された地域のご契約者さまへ

このたびの災害により被害を受けた皆さまへ心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧をお祈りいたします。

当社では、この度災害救助法を適用された地域の被災契約者さまのご契約につきまして、お申し出により下記の特別取扱をいたします。

記

1. 保険料払込猶予期間の延長：
お申し出により、保険料の払込を猶予する期間を最大6ヶ月間まで延長いたします。
2. 保険金の簡易迅速なお支払い：
お申し出により、必要書類の一部を省略する等により、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

災害救助法の適用状況

○令和2年7月3日からの大雨による災害により適用

【令和2年7月4日適用】

熊本県：八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町

鹿児島県：阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市

【令和2年7月6日適用】

福岡県：大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

【令和2年7月8日適用】

長野県：松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下条村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

岐阜県：高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市、

＜お問い合わせ窓口＞
アスモ少額短期保険株式会社
契約サービスチーム
電話：0120-53-2610（平日10:00～18:00）